平成２３年（フ）第３２９号
埼玉県加須市久下４丁目36番地12　コーポさつき野102号
債務者　宮崎　直紀
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
埼玉県加須市騎西631番地13
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
さいたま市中央区本町東２丁目５番23号　ハイツギア21―202、旧住所さいたま市中央区鈴谷２丁目771番地１　スカール南与野208号
債務者　倉光　篤史
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
静岡県三島市東本町２丁目１番14号　ブルーメンインセルⅡ―201、前住所静岡県三島市谷田・西富士見・157番地の５
債務者　宮﨑　彌一
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
長崎県長崎市西坂町６番13号、旧住所長崎県長崎市泉２丁目21番20号
債務者　宇土　容子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
長崎県長崎市油木町95番地20　ラフォーレ油木202
債務者　堀　安理沙
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
長崎県長崎市風頭町17番17号　竹市アパート201
債務者　村井ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷174番地29
債務者　川端　千春
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
長崎県長崎市扇町10番18―109号
債務者　下原志生里
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
長崎県長崎市多以良町1660番地
債務者　古里　満代
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
長崎県長崎市大園町６番６号　堀川ビルＢ棟102号
債務者　山口　　隆
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
長崎県長崎市西山３丁目１番23号　プロミネント西山103号
債務者　楠本由美子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６９号
札幌市北区屯田３条６丁目５番８号　山田ハイツ205号
債務者　楢木　政美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５号
北海道二海郡八雲町熊石折戸町461番地４
債務者　川原田正利
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第１５号
山形県酒田市宮海字村東127番地の１
債務者　八木　美子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第７２号
群馬県安中市磯部２丁目12番５号
債務者　金田　信子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９０号
埼玉県熊谷市宮本町236番地　宮川ハイツ107
債務者　谷島　桂子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９９号
埼玉県熊谷市広瀬800番地30　天神マンション203号室、住民票上の住所埼玉県熊谷市上之2839番地１
債務者　古居　竹也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部